

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新川沿岸土地改良区連合から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和4年2月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	十河 正昭	高松市東山崎町1160番地 1	令和4年1月31日
〃	穴吹 光雄	高松市亀田町74番地 1	〃
〃	安西 義明	高松市前田西町113番地 1	〃
監 事	戸田 俊弘	高松市前田西町764番地	〃